

統合幕僚学校における留学生の受託教育の実施に関する達を次のように定める。

平成 18 年 3 月 27 日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校における留学生の受託教育の実施に関する達

改正 平成 21 年 5 月 7 日 統合幕僚学校達第 12 号
平成 23 年 3 月 28 日 統合幕僚学校達第 6 号
平成 28 年 8 月 26 日 統合幕僚学校達第 8 号
令和元年 6 月 20 日 統合幕僚学校達第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）における留学生の受託教育の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留学生 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 100 条の 2 により防衛大臣が、委託国から教育訓練の実施を受託した外国人をいう。
- (2) 受託教育 統合幕僚学校長（以下「学校長」という。）が受け入れる留学生に対し、学校の課程学生に準じて行う課程教育をいう。

(身分の取扱い)

第 3 条 留学生は、統合幕僚監部総務部長から通知された課程に入校させるものとし、課程入校中の同階級の自衛官に準じて取り扱う。

(留学生証明書)

第 4 条 留学生の通門のため、別記様式第 1 による留学生証明書を発行するものとする。（国際平和協力センターに受け入れる留学生を除く。）

(受託教育の計画等)

第 5 条 受託教育の計画等の作成及び実施については、「統合幕僚学校における統合教育の実施に関する達」（平成 18 年自衛隊統合達第 2 号）及び「統合幕僚学校の統合教育及び調査研究に関する達」（平成 21 年統合幕僚学校達第 4 号）を準用する。ただし、秘密にわたる事項の教育訓練については、統合幕僚長の教育受託に関する通知に基づき実施する。

(サービスの取扱い)

第6条 留学生のサービスは、当該留学生が履修する課程の学生に準じるものとする。

(服装)

第7条 留学生の服装は、委託国軍の制服着用を原則とする。

(秘密保全)

第8条 留学生に対する秘密の文書等の閲覧等は、統合幕僚長の教育受託に関する通知に基づき実施する。

(卒業証書の授与)

第9条 当該課程を修了した留学生に対し、課程修了時に当該課程学生に交付する証書と同様の卒業証書を授与する。

(研修等に要する経費)

第10条 研修等に要する経費は全額委託国側の負担とする。ただし、官用便にかかる経費を除く。

(目黒留学生会館の利用)

第11条 目黒留学生会館の利用及び入居等に関しては、防衛庁目黒留学生会館の維持管理及び運営に関する覚書(平成13年3月1日)によるほか、防衛省目黒留学生会館維持運営規則(平成13年航空自衛隊幹部学校達第1号)を準用する。

(給食)

第12条 留学生が給食を希望する場合は、本人の申し込みにより有料で支給することができる。有料喫食の実施に関しては、各基地給食実施規則によるものとする。

(医療費)

第13条 留学生は、自衛隊の病院及び医務室で診療を受けることができる。その場合の診療経費は、防教教第2215号、防教衛第2215号(4.4.10)による。

(留学生診療証)

第14条 留学生が前条の診療を受けるため、別記様式第2による留学生診療証を発行するものとする。

(ホストファミリーの設置)

第15条 (削除)

(対番学生の指名)

第16条 (削除)

(外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金)

第17条 総務課長は、「統合幕僚学校における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金に関する達」(平成18年統合幕僚監部達第13号)に基づき、必要な手続き等を行う。

(その他)

第18条 前条までに規定する、留学生にかかわる業務及びこれらに関連するその他の業務の内容及び担当区分は、別表によるものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第18条関係）

留学生にかかわる業務内容及び担当区分

期 間	業 務 内 容	主担当部署	備 考
全 期 間	留学生受入の管理業務の全般統制及び関係部隊等との全 般調整に関すること。	企画室	
	留学生施設の物品供用官業務に関すること。	総務課	
	留学生用居室の物品管理に関すること。		
	給付金の支給に関すること。		
	各種証明書等の発行に関すること。	企画室	
	委託国側との調整に関すること。		
	留学生用参考図書の取得に関すること。	教育課 センター	
課 程 開 始 前	課程教育の計画に関すること。		
	服務に関すること。		
課 程 期 間 中	課程教育の実施に関すること。		
	教育資料の貸与、配布にかかわる制限に関すること。		
	留学生宿舍使用料債権発生通知書に関すること。	総務課	
課 程 修 了 後	統合幕僚長への報告に関すること。	教育課	

別記様式第1（第4条関係）

（表面）

(写真)	第 号
	留 学 生 証 明 書
	国 籍
	階 級
	氏 名
	生年月日
上記の者は、統合幕僚学校の留学生であることを証明する。	
有効期限	年 月 日
年 月 日	防衛省統合幕僚学校長 印

（裏面）

〇〇〇〇大使館	
〒	
TEL	
(留学生氏名)	
〒	
※この証明書を拾われた方は、恐れ入りますが近くの警察署又は下記までご連絡願います。	
防衛省統合幕僚学校	東京都目黒区中目黒2-2-1
〒153-8933	TEL 03-5721-7006
	企画室（内膳〇〇〇）
	教育課（内線〇〇〇〇）

注：1 用紙の大きさは、縦5.8cm、横8.8cmとする。

2 写真の大きさは、縦3.5cm、横2.5cmとする。

別記様式第2（第14条関係）

留 学 生 診 療 証			
			No.
本 人	(フリガナ) 氏 名		
	生年月日		
	住 所		
	国 籍		
所属部隊名等			
発 行 者	所 在 地		
	機 関 名 官 職 印		
交 付 年 月 日			
有 効 年 月 日			

- 注意事項：1 この証の交付を受けた者が自衛隊の病院及び医務室で診療を受けたときは、診療費の徴収が免除されます。ただし、この証の提示がない場合は免除されることがあります。
- 2 有効期間を経過したとき又は所属部隊を離れたときは、遅滞なくこの証を発行者に返納して下さい。